

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施要綱

平成29年 7月 1日制定
令和 元年10月 1日改正
令和 2年 3月31日改正
令和 2年 4月 1日改正
令和 3年 3月19日改正
令和 3年 9月24日改正
令和 7年 2月28日改正
令和 8年 3月26日改正

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に法第19条の2第2項第1号に基づき、当該小慢児童等を居宅において一時的に介護者に代わって、必要な療養上の看護、日常生活の世話、その他必要な支援（医師の指示による医療行為及び入浴等人員を要する行為等を除く。以下「療養生活支援」という。）を実施することにより、小慢児童等を介護する家族等の負担を軽減し、小慢児童等及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 この事業は、市長が第4条に規定する訪問看護事業者と療養生活支援の実施について委託契約を締結し、療養生活支援の利用実績に応じて委託料を支払うことにより実施する。

(対象者)

第3条 療養生活支援を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する小慢児童等とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 医療的ケアが必要であり、訪問看護を現に利用し、又は訪問看護を利用する必要があること。

(3) 小慢児童等の介護を行う者が休養をとる必要が生じたこと、病気にかかったことその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったこと。

(受託訪問看護事業者)

第4条 療養生活支援を受託することができる訪問看護事業者は、指定小児慢性特定疾病医療機関（法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）とする。

2 療養生活支援を受託しようとする指定小児慢性特定疾病医療機関は、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施申出書（以下、「申出書」という。様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申出書を受領したときは遅滞なく、当該指定小児慢性特定疾病医療機関と委託契約を締結するものとする。

(利用申請)

第5条 療養生活支援を利用しようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、療養生活支援の利用の承認又は不承認を決定するものとする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用承認通知書兼利用券（以下「利用券」という。様式第3号）又は姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用不承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 療養生活支援を利用することができる時間数は、年度毎に対象者1人当たり98時間以内とし、1回当たり7時間以内とする。

5 療養生活支援の利用を承認した場合における当該承認の期間は、市長が当該利用の承認をした日の属する年度の末日までとする。

(契約訪問看護事業者への申込)

第6条 前条第2項の規定による利用の承認を受けた保護者(以下「利用者」という。)は、第4条第3項の規定により委託契約を締結した指定小児慢性特定疾病医療機関(以下「契約訪問看護事業者」という。)にあらかじめ連絡の上、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用申込書(以下「申込書」という。様式第5号)に利用券を添えて、直接申し込むものとする。

2 契約訪問看護事業者は、前項の申込書を受領したときは、その利用について調整を行い、受入れの可否について申込書に記入し、その写しを市長に提出するものとする。

(療養生活支援の終了)

第7条 契約訪問看護事業者は、対象者の療養生活支援が終了したときは、利用券に利用年月日、利用時間、時間残数及び契約訪問看護事業者名を記入し、利用者に返却するものとする。

(委託料の額)

第8条 療養生活支援の実施に係る委託料の額は、別表第1のとおりとする。

(委託料の請求)

第9条 契約訪問看護事業者は、対象者の療養生活支援を実施したときは、実施日の属する月の翌月に姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施報告書(様式第6号)及び姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業委託料請求書(様式第7号)を市長に提出し、委託料を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに委託料を支払うものとする。

(利用者負担額)

第10条 利用者は、対象者が療養生活支援を利用したときは、別表第2に掲げる利用者負担額を市長の請求に基づき支払うものとする。

(変更の届出等)

第11条 利用者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用資格変更届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(1) 対象者の氏名、住所又は連絡先

(2) 対象者の主な介護者の氏名、性別、生年月日又は対象者との続柄

2 利用者は、利用券を紛失し、又は破損し、若しくは汚損したときは、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用承認通知書兼利用券再交付申請書（様式第9号）を市長に提出し、再交付を受けるものとする。

（利用の承認の取消し等）

第12条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第2項の規定による承認を取消することができる。

(1) 対象者が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が偽りその他不正の行為により第5条第2項の規定による承認を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用承認取消通知書（様式第10号）により利用者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後の利用申請に係る委託料及び利用者負担額について適用し、同日前の利用申請に係る委託料及び利用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。。

別表第1（第8条関係）

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業に係る委託料

	人工呼吸器を装着している 小慢児童等の委託料	人工呼吸器を装着していない 小慢児童等の委託料
委託料	7,500 円×利用時間数	5,601 円×利用時間数

※利用時間に30分未満の時間があるときは、これを切り捨てとする。

※利用日数は月毎に算定する。

※委託料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

別表第 2 (第 10 条関係)

利用者負担額

世帯所得	利用 時間数	利用者負担額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	1 時間以上	0 円
市民税課税世帯	1~9 時間	500 円×利用時間数
	10 時間以上	5,000 円

※利用時間に 30 分未満の時間があるときは、これを切り捨てる。

※利用者負担額には、交通費等実費は含まない。

※利用時間数は、月毎に算定する。

（宛先）姫路市長

開設者住所

開設者氏名

電話番号

メールアドレス

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施申出書
姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業を実施したいので下記のとおり申し上げます。

記

開設者住所	(〒 -)
ふりがな	
開設者氏名	
ふりがな	
訪問看護事業者名	
代表者氏名	
所在地	(〒 -)
電話番号	
保険医療機関コード	

・留意事項

- この申出書に基づき姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施要綱第 4 条に基づく委託契約を締結します。
- 「開設者氏名」欄には、法人にあっては法人の名称及び代表者氏名、個人にあっては医療機関名及び開設者氏名を正式名称で記入してください。（当該名称及び代表者氏名に基づき契約書を作成します。）
- 提出先
郵便番号 670-8530 姫路市坂田町 3 番地
姫路市保健所予防課 小児慢性特定疾病担当

様式第2号（第5条関係）

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申請者）住 所

氏 名

（対象者との続柄 ）

電話番号

（※必ず連絡が取れる電話番号）

メールアドレス

□姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業の利用について、下記のとおり申請します。なお、税務情報による世帯全員の所得税の調査を承諾します。

記

対象者	ふりがな 氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	姫路市			
疾病名			小児慢性特定疾病医療 受給者証受給者番号		
医療保険各法等の 記号及び番号		保険者名		保険の種類	(本人・家族)
療養生活支援を必要とする 理由（予定を含む。）	1 介護者の休養・行事等への参加 2 介護者の疾病・負傷等 3 その他 ()				
訪問看護事業者	住 所	〒	〒	訪問看護 の利用 有・無	
	名 称				
主 治 医	住 所	〒			
	医療機関名				
	氏 名				
主な介護者	氏 名	(対象者との続柄)			
	生年月日	年 月 日			
緊急時の 連絡先	氏名	(対象者との続柄) (電話番号)			

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業

利用不承認通知書

様

姫路市長

年 月 日付け利用申請については、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認とする理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に姫路市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用申込書

契約訪問看護事業者 様
()

(申請者) 住 所

氏 名 (対象者との続柄)

電話番号
(※緊急時に連絡が取れる電話番号)

メールアドレス

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業について、次のとおり申し込みます。

対 象 者	小慢児童等 氏 名	
	小児慢性特定疾病 医療受給者証受給者番号	
療養生活支援希望期間 (予定)	年 月 日 時 分 ~ 時 分 (時間)	
療養生活支援を必要とする 理由	1 介護者の休養・行事等への参加 2 介護者の疾病・負傷等 3 その他 ()	

(契約訪問看護事業者記入欄)

一時預かりの可否	可 ・ 否
一時預かりの期間	年 月 日 時 分 ~ 時 分 (時間)
否の場合の理由	
担当者 所属 氏名 (連絡先電話番号)	(Tel - -)

※申込書は、1回の利用毎に1枚とする。

年 月 日

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業実施報告書

（宛先）姫路市長

住所
事業者名
代表者名

（発行責任者）
職・氏名
電話番号

年 月分を報告します。

（対象者氏名）

事業実施日	利用時間	時間数	1時間単価	利用金額	請求金額
年 月 日	時 分～ 時 分	時間	円	円	円
年 月 日	時 分～ 時 分	時間	円	円	円
年 月 日	時 分～ 時 分	時間	円	円	円
年 月 日	時 分～ 時 分	時間	円	円	円
年 月 日	時 分～ 時 分	時間	円	円	円
年 月 日	時 分～ 時 分	時間	円	円	円
年 月 日	時 分～ 時 分	時間	円	円	円
合計					

※利用金額は、姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業委託料（1時間単価）×利用時間数とする。

様式第7号（第9条関係）

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業委託料請求書

請求金額 円
(年 月 様分)

上記のとおり請求します。

(添付資料)

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用承認通知書兼利用券の写し

年 月 日

(宛先) 姫路市長

請求者 住所

事業者名

代表者名

(発行責任者)

職・氏名

電話番号

年 月 日

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用資格変更届

（宛先）姫路市長

（申請者）住 所

氏 名

（対象者との続柄 ）

電話番号

（※必ず連絡が取れる電話番号）

メールアドレス

次のとおり変更になりましたので届け出ます。

変更事項		変更前	変更後
対 象 者	氏 名		
	住所・連絡先		
	主な介護者	氏名	氏名
		生年月日 年 月 日 （対象者との続柄： ）	生年月日 年 月 日 （対象者との続柄： ）

※変更があった事項のみを記入すること。

年 月 日

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業
利用承認通知書兼利用券再交付申請書

（宛先）姫路市長

（申請者）住 所

氏 名

（対象者との続柄 ）

電話番号

（※必ず連絡が取れる電話番号）

メールアドレス

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用承認通知書兼利用券を（ 紛失 ・ 破損 ・ 汚損 ）したので再交付を申請します。

対 象 者	氏 名	(男・女)	生年 月日	年 月 日 (歳)
	住 所			
	小児慢性特定疾病 医療受給者証番号			

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業

利用承認取消通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで承認しました療養生活支援の利用については、下記の理由により取消します。

記

取消す理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に姫路市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、姫路市を被告として（訴訟において姫路市を代表する者は姫路市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業利用承認通知書兼利用券

（有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで）

対象者	氏名		受給者番号	
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所			
訪問看護事業者名 住所				
利用者負担額 （自己負担上限月額）		利用月毎 1～○時間	円	
		○○時間	円	
		○○時間以上	円	
		自己負担上限月額	円／月	
	利用年月日	利用時間	時間残数 （上限98時間）	事業者名
1	年 月 日	: ~ : (時間)	時間	
2	年 月 日	: ~ : (時間)	時間	
3	年 月 日	: ~ : (時間)	時間	
4	年 月 日	: ~ : (時間)	時間	
5	年 月 日	: ~ : (時間)	時間	

6	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
7	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
8	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
9	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
10	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
11	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
12	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
13	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	
14	年 月 日	: ~ :	(時間)	時間	

○制度上の留意点

利用時間は、1回あたり7時間以内とします。

○記入上の注意

「利用年月日」「利用時間」「時間残数」及び「事業者印」は、当事業を実施した契約訪問看護事業者が記入してください。

年 月 日

姫 路 市 長